

別紙 2

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の改正案

現 行	改 正 案
<p>(患者負担金の受領)</p> <p>第四条 (略)</p>         <p>(使用医薬品)</p> <p>第九条 保険薬剤師は、厚生労働大臣の定める医薬品以外の医薬品を使用して調剤してはならない。</p>	<p>(患者負担金の受領)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 <u>保険薬局は、法第四十三条第二項に規定する選定療養に関し、当該療養に要する費用の範囲内において、法第四十四条第二項又は第五十九条ノ二第四項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を受けることができる。</u></p>         <p>(使用医薬品)</p> <p>第九条 保険薬剤師は、厚生労働大臣の定める医薬品以外の医薬品を使用して調剤してはならない。<u>ただし、厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。</u></p>